



一般社団法人ぞうさん 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ぞうさんと称する。

(目的)

第2条 当法人は、社会福祉の援助を必要とする障害者、保育が必要とされ又は保育を希望する児童に対する生活と権利を擁護し、地域福祉サービスを推進することにより地域社会への貢献に寄与することを目的とし、その目的達成のため次の事業を行う。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、グループホーム事業
2. 児童福祉法に基づく指定通所支援事業
3. 障害者相談支援事業
4. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を長野県諏訪郡原村に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。



(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき
3. 死亡又は解散したとき
4. 除名されたとき
5. 総社員の同意があったとき

(退社)

第8条 退社の申出は1か月以上前に予告し、当法人と協議を行ったうえ退社できるものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。



(決議の方法)

第 13 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 14 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(社員総会議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役 員

(理事の員数)

第 17 条 当法人に理事 3 名以上 5 名以内を置く。

(選任等)

第 18 条 理事は、社員総会の決議により社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 19 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第 20 条 代表理事は、理事の互選により選定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。



(役員の報酬等)

第 21 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 基 金

(基金の拠出)

第 22 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 1 3 1 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 23 条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事の決定により別に定めるものによるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 24 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しないものとする。

(基金の返還の手続)

第 25 条 基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 1 4 1 条第 2 項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 26 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 27 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで



前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の不配当)

第 28 条 当法人は、剰余金の配当はしない。

(残余財産の帰属)

第 29 条 当法人が清算をする場合において、当法人の残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は以下に掲げる法人に帰属させるものとする。

1. 公益社団法人又は公益財団法人
2. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 30 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 31 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	原 田 健
設立時理事	石 川 潤 治
設立時理事	西 川 泰 彦
設立時代表理事	長野県諏訪郡原村 1 7 2 1 7 番地 3 5 3 7
	原 田 健

(設立時の社員の氏名及び住所)

第 32 条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

長野県諏訪郡原村 1 7 2 1 7 番地 3 5 3 7
原 田 健

千葉市稲毛区小仲台三丁目 1 5 番 1 6 号
石 川 潤 治



長野県松本市大字中山2056番地4
西川 泰彦

(法令の準拠)

第33条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人ぞうさんを設立するため、設立時社員原田健外2名の定款作成代理人である司法書士石原工幹は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成29年8月3日



設立時社員	原	田	健
設立時社員	石	川	潤 治
設立時社員	西	川	泰 彦

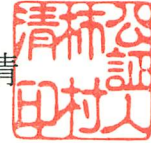
上記社員の定款作成代理人
東京都中央区京橋一丁目6番14号
司法書士 石原 工 幹

DN: c=JP, o=日本
司法書士会連合会,
cn=石原 工幹,
0.9.2342.19200300.
100.1.1=201104167
02

同一の情報の提供

提供の日付： 2017 年 8 月 14 日

公証人： 柿 村 清



所属法務局： 長野地方法務局

公証役場： 諏訪公証役場

長野県諏訪市大手二丁目17番16号

請求対象の登簿管理番号： 17-1004000402000485

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 柿 村 清

所属法務局： 長野地方法務局

公証役場： 諏訪公証役場

長野県諏訪市大手二丁目17番16号

認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

